

議案第 3 2 号

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例（平成 1 7 年愛西市条例第 5 6 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第18号

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）
18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第7項（附則第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第7項中「第36条」とあるのは、「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。